

大通達甲（交指）第6号
令和7年4月21日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部高速道路交通警察隊長
各警察署長 殿

交 通 部 長

交通事故鑑識官の指定及び運用について（通達）

交通事故鑑識官の指定等については、「交通事故鑑識官の指定及び運用について」（平成22年3月18日付け大通達甲（交指）第1号）に基づき運用しているところであるが、当該指定に係る対象者の階級を見直し、下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 任務

交通事故鑑識官は、特定事故事件等について、交通事故事件捜査統括官（以下「統括官」という。）の命を受け、実況見分及び鑑識活動についての現場指揮を行い、並びに警察署の交通課員等に対する交通鑑識等に関する教養を行うことを任務とする。

2 指定等

（1）指定

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、警察庁が実施する交通事故鑑定専科を修了した者で、交通部交通指導課の警部又は警部補の階級にあるものを交通事故鑑識官に指定するものとする。

（2）解除

交通指導課長は、交通事故鑑識官について、人事異動その他の事由により必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

3 運用

（1）現場指揮

交通事故鑑識官は、特定事故事件等の発生に際し、速やかに現場に臨場し、統括官の命を受け、正確かつ綿密な実況見分が行われるよう現場指揮を行うものとする。

（2）鑑識課機動鑑識班等との連携

交通事故鑑識官は、前記（1）により現場指揮を行う場合においては、刑事部鑑識課機動鑑識班と緊密な連携を図るものとする。

（3）教養の実施

交通事故鑑識官は、警察署の交通課員等の捜査（鑑識）技量の向上を図るため、特定事故事件の実況見分及び鑑識活動を通じ、当該交通課員等に対し、実況見分及び鑑識活動の着眼点等について実地に教養を行うとともに、専科教養等において交通鑑識等に関する教養を行うものとする。

（交通指導課交通事故捜査・鑑識係）